

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度
改革に反対し、現行保育制度の維持、拡充を求める意見書

国は、平成 22 年 6 月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定し、また「社会保障と税の一体改革」の法案の中で一括法案化を図ろうとしている。

この「新システム」は、待機児童解消の名の下に、ひたすら入所施設の量的拡大を目指すべく、幼保の一体化、保育に欠ける要件の撤廃、利用者と事業者の間の公的保育契約制度、民間企業等多様な業者の参入等を図るものである。

しかしながら、この改革の実施は、児童福祉法第 24 条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものであり、保育が産業化することにより子どもの福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育レベルにも格差が生じることになる。

なにより本制度導入に伴う財源の裏付けが明確でなく、見切り発車の感が否めないのも明らかである。工程表をきちんと文書等で示し、全体の総意を得た上で実施すべきである。

よって、国におかれては、新システムの検討にあたって下記の事項に配慮されるよう強く要望する。

記

- 1 国及び市町村の公的保育責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度でなく、児童福祉法第 24 条に基づく現行保育制度を堅持、拡充すること。
 - 2 国は財源の裏付けを明確にしたうえで、早急に待機児童の解消を図ること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 7 月 1 日

熊本県議会議長 馬場成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
財務大臣	野田佳彦様
厚生労働大臣	細川律夫様